

選挙人名簿抄本及び在外選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について

令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間における、選挙人名簿抄本及び在外選挙人名簿抄本の閲覧の状況について、公職選挙法第28条の4第7項（第30条の12で準用する場合を含む）及び公職選挙法施行規則第3条の4（在外選挙執行規則第2条の2で準用する場合を含む）の規定に基づき、次のとおり公表します。

[illegible]